

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準及び検査方法

平成16年4月1日施行(平成15年厚生省令第101号による)

平成30年度

	水質基準項目	水質基準値	定量下限値	検査方法	区分	
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。		標準寒天培地法	病原生物の 代替指標	
2	大腸菌	検出されないこと。		特定酵素基質培地法		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	0.0003 mg/L	フレイムレス-AAS法	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	0.00005 mg/L	原子吸光光度法		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/L	フレイムレス-AAS法		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/L	フレイムレス-AAS法		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/L	フレイムレス-AAS法		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。	0.005 mg/L	フレイムレス-AAS法		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	0.004 mg/L	イオンクロマトグラフ法		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	0.001 mg/l	IC-PC法		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下であること。	0.1 mg/l	イオンクロマトグラフ法		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	0.08 mg/l	イオンクロマトグラフ法		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下であること。	0.1 mg/l	ICP-MS法		
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	0.0002 mg/l	HSS-GC/MS法		一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下であること。	0.005 mg/l	HS-GC-MS法		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下であること	0.004 mg/l	HSS-GC/MS法		
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下であること	0.002 mg/L	HSS-GC/MS法		
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること。	0.002 mg/l	HSS-GC/MS法		
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下であること。	0.001 mg/l	HSS-GC/MS法		
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下であること。	0.003 mg/l	HSS-GC/MS法		
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること	0.06 mg/l	HSS-GC/MS法		
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下であること。	0.002 mg/l	外部委託		
23	クロロホルム	0.06 mg/l以下であること。	0.006 mg/l	HSS-GC/MS法	消毒副生成物	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下であること。	0.002 mg/l	外部委託		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下であること。	0.01 mg/l	HSS-GC/MS法		
26	臭素酸	0.01 mg/l以下であること。	0.001 mg/l	外部委託		
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下であること。	0.01 mg/l	HSS-GC/MS法		
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下であること。	0.002 mg/l	外部委託		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下であること。	0.003 mg/l	HSS-GC/MS法		
30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下であること。	0.009 mg/l	HSS-GC/MS法		
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下であること。	0.008 mg/l	外部委託		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.01 mg/l	フレイムレス-AAS法	着色	
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 mg/l	フレイムレス-AAS法		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 mg/l	フレイムレス-AAS法		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.01 mg/l	フレイムレス-AAS法		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	0.1 mg/l	外部委託	味	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 mg/l	フレイムレス-AAS法	着色	
38	塩化物イオン	200 mg/l以下であること。	0.2 mg/l	イオンクロマトグラフ法	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下であること。	1 mg/l	滴定法		
40	蒸発残留物	500 mg/l以下であること。	0.5 mg/l	重量法	発泡	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下であること。	0.02 mg/l	吸光度法		
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下であること。	0.000001 mg/l	外部委託	カビ臭	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下であること。	0.000001 mg/l	外部委託		
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下であること。	0.005 mg/l	外部委託	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 mg/l	吸光度法	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l以下であること。	0.5 mg/l	全有機炭素計測定法	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。		ガラス電極法	基本的性状	
48	味	異常ではないこと。		官能法		
49	臭気	異常ではないこと。		官能法		
50	色度	5度以下であること。	0.5 度	透過光測定法		
51	濁度	2度以下であること。	0.1 度	積分球式光電光度法		